4-4 知的障害者旅客運賃割引規程

知的障害者旅客運賃割引規程

制定 平成 3年12月 1日 規第 274号 改定 令和 6年 7月 1日 規第1238号

(適用範囲)

第 1 条 この規程は、知的障害者が、単独でまたは介護者とともに、当社の経営する鉄道(以下「当社線」という。)内各駅相互間または当社線と連絡運輸の取扱いをする他社線(以下「連絡会社線」という。)にまたがる各駅相互間を乗車する場合に適用する。

(知的障害者)

- 第 2 条 この規程において「知的障害者」とは、療育手帳制度要網(昭和48年9月27日厚生 省発児第156号厚生事務次官通知)に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている者をいう。 2. 前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者および第2種知的障害者に分ける。
 - (1) 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者およびこれよりも重い者をいう。
 - ア. 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度の もの
 - (注) 日常生活において常時介護を要するものとは、次のいずれかに該当するものであることとされている。
 - ・ 日常における基本的動作(食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等)が困難であって、 個別的指導および介助を必要とするもの
 - ・ 失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行為を有し、常時注意と指導を必要とする 者
 - イ. 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、 日常生活において常時介護を要する程度のもの
 - (注) 知能指数が50以下とされている肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者の 身体障害の程度は、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級、または3 級に該当するものとされている。
 - (2) 「第2種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。

(介護者)

- 第 3 条 知的障害者が、第1種知的障害者および定期乗車券を使用する12歳未満の第2種知的 障害者であるときは、知的障害者1人に対して1人の介護者をつけることができる。
- 2. 前項の介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類・乗車区間および有効期間が知的障害者と同一で、知的障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。
- 3. 前項にかかわらず、知的障害者が幼児であるときは、旅客営業規則第39条第3項の規定を準用 し当該知的障害者を無賃で取扱うことができる。この場合、介護者に対しては、第4条第1項に規 定する割引乗車券を単独で発売するものとする。
 - (注) 介護者が無賃で随伴できる幼児は、本規定を準用した幼児の知的障害者を含め、2人までである。

(割引乗車券の種類)

- 第 4 条 知的障害者に対して割引きの取扱いをする乗車券の種類は、次の通りとする。
 - (1) 普通乗車券 第1種知的障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種知的障害者が単独で乗車する場合に発売する。
 - (2) 定期乗車券 第1種知的障害者および12歳未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗

車する場合に発売する。

- (3) 回数乗車券 第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
- 2.介護者に対して割引きの取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。
 - (注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第 5 条 知的障害者および介護者に対して発売する割引乗車券の取扱い区間は、当社線および連絡会社線の各駅相互間とする。ただし、知的障害者が普通乗車券によって当社線と連絡会社線とにまたがり単独で乗車する場合は、片道の営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。

(割引率)

第 6 条 知的障害者および介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引きをしない。

(割引乗車券の購入申込み)

第 7 条 知的障害者が割引乗車券を購入する場合は、療育手帳を発売箇所に呈示し、口頭または 便宜な申込み書をもって必要な乗車券の申込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第 8 条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券は、知的障害者と、その介護者と が同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃の払いもどし)

第 9 条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払いもどしは、知的障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行なう場合に限って取扱う。

(療育手帳の携帯)

第 10 条 知的障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は療育手帳を携帯して、鉄道係 員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(乗車券の発行方等)

- 第 11 条 知的障害者が療育手帳を呈示し、乗車券の購入を申出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、次の各号に定めるところにより発行するものとする。
 - (1) 第1種知的障害者または第2種知的障害者が単独で乗車する場合
 - ア. 大人に対して発行する場合は、次による。
 - (ア) 常備乗車券で発行する場合は、旅客運賃を訂正しないで乗車券面に (道) (直径1 cm)の表示を行ない発行する。
 - (イ) 常備式大人小児用の乗車券で発行する場合は、旅客運賃を訂正しないで小児断線から切断し、甲片は旅客に交付し、乙片は窓口多機能機営業日報に添付して営業課長に提出するものとする。この場合乗車券の甲、乙各券片に の表示を行なう。
 - (ウ) 補充乗車券で発行する場合は、一般規定によるほか乗車券片に(イ)の表示を行な う。
 - イ. 小児に対しては、普通補充券等によりアに準じて発行する。

ただし、当社線内各駅相互間にかぎり、常備式大人小児用の乗車券で発行することができる。 この場合ア(イ)による表示のほか、甲、乙各券片に①の表示を行う。 (2) 第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合および12歳未満の第2種知的障害者 が介護者とともに定期乗車券により乗車する場合は、前号に準じて発行する。この場合、 乗車券の甲・乙各券片に次の表示を行なう。

知的障害者に対する乗車券

(直径1 c m) (直径1 c m)

介護者に対する乗車券

- **護** 80 (注) 知的障害者の小児用定期乗車券は、旅客運賃を割引しないが乗車券面には所定の表 示をすること。
- 2. 第3条第3項により介護者に発売する割引乗車券の券面には、所定の割引の分の表示のほかに (器)の表示をするものとする。
- 3. 前項の場合に、補充券で発行したときは控片に「6歳未満」と赤字で記入する。

(乗車券簿の記入方)

第 1 2 条 (削 除)

(その他の取扱方)

第 13 条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。

付 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。